

平成27年度 施策評価表 (平成28年度向け施策の取組方針)

施策名: 障害者支援
 施策番号: 08 - 01

1 施策の基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	01 地域での在宅生活を支えます。
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題項目の有無	-		
担当当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合		H23 32.1 %	40.0	29.0	37.3	**	**	**	65.8%
グループホームの利用者数		H24 180 人	286	195	204	**	**	**	22.6%
成年後見制度利用支援事業の利用者数		H24 6 人	17	11	15	**	**	**	81.8%

4 担当局評価(一次評価)

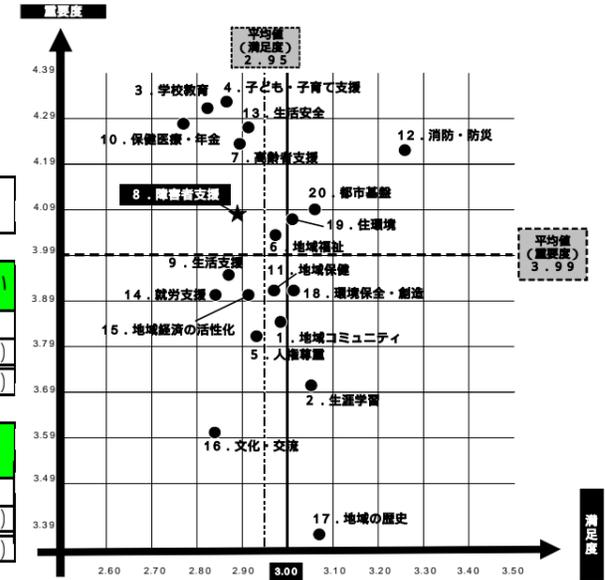
これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
行政が取り組んでいくこと	日常生活の支援の充実と権利擁護
日常生活を送るために支援が必要な障害のある人に対して、居宅介護をはじめとした障害福祉サービスの提供や身体の機能を補うための補装具の給付等を行っている。また、そうしたサービスの利用手続等を行うことが難しい人の権利を擁護するため、代わって手続等を行うための成年後見制度利用支援事業等を実施している。なお、平成27年4月に「尼崎市障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第4期)」を策定しており、これらの施策の方向性等を示している。	
【障害者(児)自立支援・訪問系サービス】 訪問系サービスのうち、短期入所を除く居宅介護等については、平成21年度では929人であったものが、平成26年度には1,514人と支給実績が大幅に増加している。一方、利用者への適切なサービス提供の確保や請求明細書の誤り件数の増加への対応等が課題となっているため、平成26年度に「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準(ガイドライン)」を策定し、利用者説明会や事業所勉強会を実施して周知を図り、平成27年度から一定の人員を確保して運用を開始している。基準に即した支給決定やシステムを使った請求審査等により、心身の状況や必要なサービス等に応じた適正なサービス提供に向けて取り組んでいるが、引き続き、持続可能な制度構築等の実現に向けて、制度本来のサービスのあり方を含めた適正化を進めていくことが必要であるため、制度や専門的な知識を有する職員や事業所への監査・請求審査を強化していくための職員を段階的に増やしていくことが課題となっている。	
【障害者(児)自立支援・グループホーム】 グループホームについては、平成24年度までは県の基金事業の活用等によって一定の基盤整備を進めてきたが、その後の進捗はやや鈍化しており、平成26年度では204人となっている(指標:)。引き続き、入院・入所からの地域生活への移行を始め、障害のある人の保護者の高齢化や「親亡き後」の生活を見据え、一層の整備を進めることが必要であるが、消防設備設置の厳格化への対応や物件・夜間支援員の確保、周辺住民の理解など様々な課題があるため、整備促進の妨げとなっている。また、事業所からは、報酬が日払いで低いといった理由等から事業運営が不安定という意見もあるため、整備促進の観点からの財政的な支援やサービスの質の担保などが課題となっている。	
【地域生活支援拠点等(機能)】 障害のある人が地域で安心して暮らすには、居宅介護サービス等の提供やグループホームの整備促進に加えて、保護者の急な病気や障害者虐待等への備えが必要であることから、それらの機能を有する「地域生活支援拠点等(機能)」の整備を、尼崎市障害者計画(第4期)の目標として位置付けた。しかし、整備に向けた具体的な方略等について、国からの情報が不足していることが課題となっている。	
【児童発達支援センター・保育所等訪問支援事業】 障害のある子どもの集団生活への適応を支援するため、本市が設置する児童発達支援センター「あこや学園」・「たじかの園」において、平成25年度から保育所等訪問支援事業を実施している。実施当初は制度周知や受入側の理解が進んでおらず、訪問体制も整っていなかったため、利用実績はほとんど無かったが、訪問先への説明会や各種広報に加え、平成26年度より訪問担当者を増員したことにより、平成26年度の利用実績は21人・146回となっている。引き続き、効果的な事業実施に向けて、保護者や訪問先の支援ニーズの把握等に取り組むことが課題となっている。	
【成年後見制度利用支援】 成年後見制度利用支援事業の利用者数は、平成21年度の3人から、平成26年度には15人と増加傾向にある(指標:)。また、制度を必要とする障害のある人は、ケアマネジメントやサービス等の相談支援を通じて発見することが多いため、制度周知や関係機関との連携は不可欠である。平成26年度より「尼崎市成年後見等支援センター」を設置し、相談の受付や方針の検討、後見の申立・監督、市民後見人の養成など一体的な支援を行っているが、今後も高まる利用ニーズ等に対応していくには、相談窓口の充実や量的・質的な対応力の向上、関係機関との一層の連携が必要となるため、行政窓口の職員やセンター職員の専門性を向上させ、段階的に増やしていくことが課題となっている。	
【障害者虐待防止対策】 平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に対応するため、障害福祉課をはじめ庁内関係課の連携のもと、「障害者虐待防止センター」機能を持つ機関として、虐待に係る通報や届出を受けるとともに、委託相談支援事業所の協力により、随時必要な支援を行っている。また、平成25年度からは、被虐待者の生命や身体に危険が及ぶ場合、一時的に保護する場所を確保している。しかし、虐待対策については、被虐待者への適切な支援に加え、虐待者が虐待を行わなくなるような支援等も必要であり、より高度な知識と専門性・即応性が求められるため、専門的な知識を有する職員の確保と育成が課題となっている。また、平成25年度に実施したアンケート調査結果では、障害のある人等の障害者虐待防止法の認知度が15.9%と低く、市民の認知度は更に低いことが予想されるため、制度の周知が課題となっている。	
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> 障害者(児)自立支援事業費 障害児通所支援等給付費 指定管理者管理運営事業費(あこや学園、たじかの園) 成年後見制度利用支援事業費
関連する目標指標	
進捗	
順調	
概ね順調	
やや遅れ	
遅れている	

3 市民意識調査(市民評価)

総合計画に掲げる20施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、取組の「満足度」についての現状をお伺いするアンケートを実施しました。

項目内容	重要度					満足度				
	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
日常生活の支援、権利擁護 働く場の確保、社会参加の促進	39.3%	32.3%	26.5%	1.0%	1.0%	1.7%	9.5%	69.3%	15.5%	4.0%
26年度	第8位 / 20施策		5点満点中		4.08点(平均3.99点)	第14位 / 20施策		5点満点中		2.89点(平均2.95点)
25年度	第12位 / 20施策		5点満点中		4.41点(平均4.39点)	第12位 / 20施策		5点満点中		2.88点(平均2.91点)

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



5 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針
関係機関の協力で平成26年度中に自立支援給付に係るガイドライン(支給決定基準)を策定し、平成27年度から運用開始することができた。今後は、同ガイドラインに基づき、適正なサービス提供に一層取り組んでいく必要がある。
平成26年度中に策定したガイドライン(支給決定基準)の実効性の確保などのために、平成27年度に向けてサービス利用者ごとに一貫したサービスの提供ができる体制の整備を行った。 今後は、ケースワーカーなどによるケースワーク活動ができるよう人材育成を行うとともに、(仮称)保健福祉センターの2所化の計画を踏まえ、実施体制のさらなる検討を行う。
事業所に対して実施する指導監査業務については、業務量等を踏まえる中で、必要に応じて検討を行う。
上記の取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。
総合評価
重点化
転換調整
現行継続

平成27年度 施策評価表 (平成28年度向け施策の取組方針)

施策名: 障害者支援
 施策番号: 08 - 02

1 施策の基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	02 適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題項目の有無	-		
担当当局	健康福祉局		

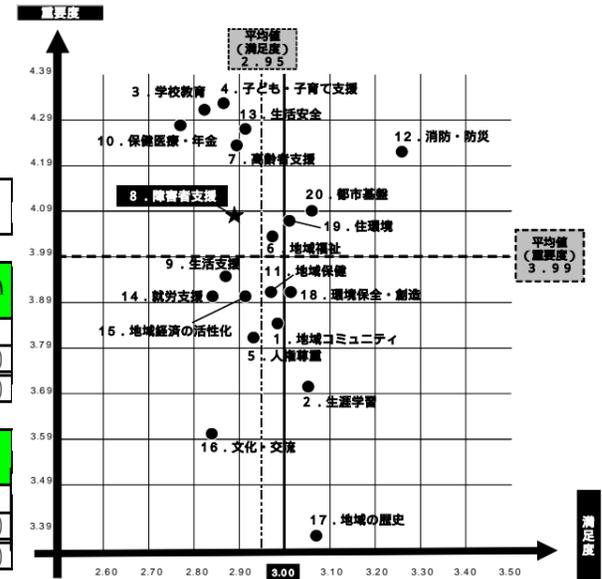
2 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
委託相談支援事業所における延べ相談回数		H24 10,773	回 -	14,302	17,581	**	**	**	-
サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率		H26 2.0	% 100	-	2.0	**	**	**	0%
委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談支援対象者数		H25 133	人 -	133	156	**	**	**	-

3 市民意識調査(市民評価)

総合計画に掲げる20施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、取組の「満足度」についての現状をお伺いするアンケートを実施しました。

項目内容	重要度					満足度				
	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
日常生活の支援、権利擁護 働く場の確保、社会参加の促進	39.3%	32.3%	26.5%	1.0%	1.0%	1.7%	9.5%	69.3%	15.5%	4.0%
26年度	第8位 / 20施策 5点満点中 4.08点(平均3.99点)					第14位 / 20施策 5点満点中 2.89点(平均2.95点)				
25年度	第12位 / 20施策 5点満点中 4.41点(平均4.39点)					第12位 / 20施策 5点満点中 2.88点(平均2.91点)				



割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。

4 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと 相談体制の充実とネットワークの構築</p> <p>適切な支援が必要な障害のある人に対して、相談に応じ、必要な情報の提供・助言その他障害福祉サービスの利用援助や社会資源活用の支援を行う「障害者(児)相談支援事業」を実施している。当該事業は、庁内関係部局の連携によるもののほか、社会福祉法人が運営する7事業所に委託し、委託相談支援事業と位置づけて緊密な連携を図っている。なお、平成27年4月に「尼崎市障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第4期)」を策定しており、これらの施策の方向性等を示している。</p> <p>【障害者(児)相談支援】 委託相談支援事業所の延べ相談回数は、平成26年度には17,581回となっており、諸制度の周知・普及によって潜在していた相談支援ニーズが顕在化していることや支援を必要とする人の増加等に伴い、相談件数が増加している(指標:)。委託相談支援事業所の相談員については、平成21年度では6事業所で6人であったが、平成26年度には7事業所で15人としており、一定の体制整備を図ってきた。しかし、支援対象となる障害のある人等の範囲が広がるなど、今後も相談件数の増加が見込まれる状況であるため、新たな委託先を確保していくことが課題となっている。</p> <p>相談件数の増加に伴い、その内容も複雑化かつ専門化していることから、委託相談支援事業所は、障害福祉サービス以外の制度等についても、知識の向上や支援を行っていく必要がある。そのため、事業所間での研修会の開催や意見交換等により専門性の確保に努めているところであるが、業務繁忙や退職等もあり、相談員の質の担保等が課題となっている。</p> <p>平成25年度に実施したアンケート調査においては、障害のある人が悩みや困った時に委託相談支援事業所に相談する割合は4.4%と低く、市民の認知度は更に低いことが予想されるため、一層の制度周知が課題となっている。</p> <p>行政においては、保健・福祉に係る各組織が一体的かつ十分な連携のもとで対応でき、また、できるだけ相談や手続を完結することができるよう、総合相談窓口の設置が求められている。そのため、「(仮称)保健福祉センター」の設置に向けて、平成27年度より障害福祉課の組織体制を再編するなどの取組を進めている。引き続き、窓口への専門職の配置など相談機能の充実を図るとともに、委託相談支援事業所に対する専門的な指導や助言機能等を強化していくことが課題となっている。</p> <p>全ての障害福祉サービス支給決定者と障害児通所支援支給決定児童(全支給決定者(児))に対して、それぞれ「サービス等利用計画」、「障害児支援利用計画」を作成することが必須となっているが、本市では、平成27年3月末時点で、全支給決定者(児)4,610人に対して91人の作成にとどまっており、作成達成率は約2%となっている(指標:)。そのため、本市では平成29年度までの対応を目指して、平成26年度に「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準(ガイドライン)」を策定し、利用計画を作成する指定特定相談支援事業所に対するネットワークづくりや意見交換会を実施してきた。利用計画の作成を進めていくには、引き続き、指定特定相談支援事業所の設置促進や指導・助言等が必要となるため、行政窓口の職員や委託相談支援事業所の相談員の専門性を向上させて、段階的に増やしていくことが課題となっている。</p> <p>【基幹相談支援センター】 地域の相談支援体制の強化と重層化を行うために、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等を配置し、委託相談支援事業所に対してこれらの機能を発揮する「基幹相談支援センター」の設置が求められており、近隣の中核市においては、ほとんどの市が設置している状況である。そのため、上記にある「(仮称)保健福祉センター」への基幹相談支援センター機能の設置が課題となっている。</p> <p>【発達障害の人等の相談支援】 発達障害者支援センター(芦屋ランチ(以下、「芦屋ランチ」という。))と委託相談支援事業所における発達障害の人等の相談者数は、集計を開始した平成25年度では133人であったものが、平成26年度には156人と増加傾向にある(指標:)。しかし、これまで多くの相談支援を行ってきた芦屋ランチについては、平成27年度から直接的な支援は行わず、市町村を支援する二次的な機関となった。これまで芦屋ランチが担ってきた発達障害の人等への相談支援については、委託相談支援事業所が担わなければならないため、事業所の相談員を増員するなど受入体制の整備が喫緊の課題となっている。</p>	<p>次年度に向けた取組方針</p> <p>障害者(児)相談支援事業に対する専門的な指導・助言機能等の強化、サービス等利用計画等の作成の推進、発達障害者支援センター(芦屋ランチ)の機能転換等に対応していくため、「(仮称)保健福祉センター」の2所化を見据えるとともに、本庁機能との役割分担も踏まえて、行政の総合相談窓口機能の設置について検討していく。併せて、より高度な知識と専門性を高め、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターの設置についても、他の相談窓口機能との統合等も含め、庁内関係課と協議を進めていく。</p> <p>新規・拡充の提案につながる項目</p> <p>障害者(児)相談支援事業については、増加する相談件数や発達障害者支援センター(芦屋ランチ)の機能転換等に対応するため、新たな委託相談支援事業所の確保に取り組むとともに、市民への認知が進むよう効果的な周知に努めていく。また、今後も相談件数の増加が見込まれる状況であることから、更なる体制の強化について検討していく。</p> <p>改革・改善の提案につながる項目</p>
<p>主な事務事業</p> <p>障害者(児)相談支援事業 障害児相談支援事業</p>	<p>関連する目標指標</p> <p>進捗</p> <p>順調</p> <p>概ね順調</p> <p>やや遅れ</p> <p>遅れている</p>

5 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針	
<p>平成26年度は、本市の障害者施策全般にかかわる基本理念や重要課題等を定めた「尼崎市障害者計画」と、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保や目標値などを定める「尼崎市障害福祉計画」を策定した。</p> <p>そうした中、現在作成率が低位にとどまっているサービス等利用計画及び障害児支援利用計画については、平成29年度までに対象者全員分の計画作成を目指し取り組むとともに、利用者間の公平性を担保するため、サービス提供内容が適切かつ適正であることを行政がチェックする必要がある。</p> <p>基幹相談支援センター機能を含めた障害者相談支援事業に係る体制整備については、他都市の状況や(仮称)保健福祉センターの2所化計画の状況を踏まえ、必要に応じて外部資源の活用を検討するとともに、既存の組織の業務内容等を精査した上で実施体制の整備の検討を行う。</p> <p>上記の取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>	<p>総合評価</p> <p>重点化</p> <p>転換調整</p> <p>現行継続</p>

平成27年度 施策評価表 (平成28年度向け施策の取組方針)

施策名: 障害者支援
 施策番号: 08 - 03

1 施策の基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	03 障害のある人の社会への参加を促進します。
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題項目の有無		地域生活支援事業の見直し	
担当当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
委託就労支援機関を通じた就労者数		H24 24 人	45	35	30	**	**	**	28.5%
障害者優先調達推進法に基づく調達実績件数		H25 4 件	8	4	5	**	**	**	25.0%
意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数		H24 51 人	60	26	32	**	**	**	0%

4 担当局評価(一次評価)

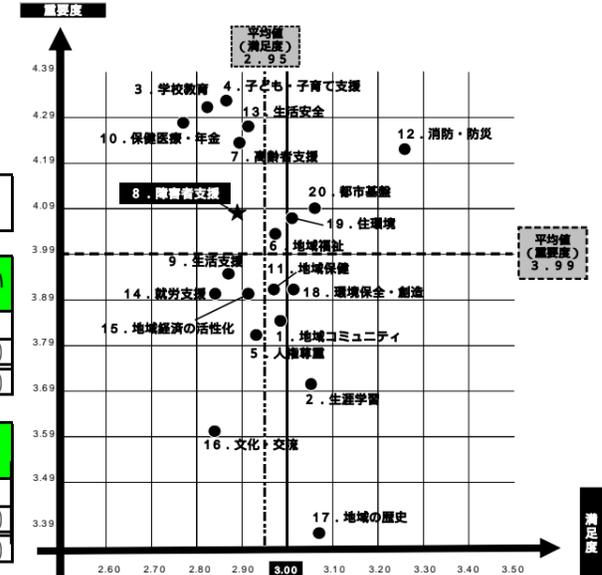
これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)						
行政が取り組んでいくこと 日常生活での交流の支援						
障害のある人の地域における交流を支援するため、障害の状況に応じた多様な日中活動の機会を提供するとともに、各種イベントや講座の開催等に取り組んでいる。なお、平成27年4月に「尼崎市障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第4期)」を策定しており、これらの施策の方向性等を示している。 [理解促進・啓発] 障害や障害のある人に対する理解を促進するには、地域との交流が効果的であるため、理解促進研修・啓発事業として、「市民福祉のつどい」を毎年開催し、障害者施設等によるバザー出店やステージでの催しを行うことで交流の機会を設けているが、障害者施設等の参加者が固定化傾向にあるため、効果的な周知等によりイベントの活性化が課題となっている。 [自発的活動支援] 自発的活動支援事業については、障害のある人やその家族、地域の関係団体等による自発的な取組を支援するため、平成25年度より地域生活支援事業の必須事業となっているが、本市では実施できていない状況にあるため、必要な支援や効果的な取組が課題となっている。						
主な 事務事業	・心身障害者(児)対策啓発事業費	関連する 目標指標	-	進捗	順調	概ね 遅れ ている
行政が取り組んでいくこと 働く場の確保						
障害のある人の働く場を確保するため、障害福祉サービスにおける就労系サービスの提供を始め、就労に特化した支援を行う障害者就労支援事業や市役所内での実習を行う障害者就労チャレンジ事業等を実施している。なお、平成27年4月に「尼崎市障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第4期)」を策定しており、これらの施策の方向性等を示している。 [就労支援] 就労支援事業については、平成24年度に委託事業へ転換して体制の充実を図るとともに、支援対象も身体・知的・精神の3障害(発達障害を含む)に拡大しており、平成25年度には難病の人も対象に加えてきた。その結果、当該事業を実施する「尼崎市障害者就労・生活支援センター」の1つを通じた就労者数は、平成21年度の12人から、平成26年度には30人に増加しており(指標:)、併せて、継続的な支援を必要とする人も増え続けている。また、法定雇用率の引上げや就職後の定着支援の制度普及等によって、今後も就労希望者の増加が予想される。増加する支援者やそのニーズに対応するとともに、引き続き、雇用先の開拓や確保、企業との橋渡し等、就労・定着に向けた支援を行っていくため、委託事業所の支援員を増やしていくことが課題となっている。 [障害者就労施設等における受注機会の確保] 平成21年2月に特定随意契約を制度化し、平成26年4月に障害者優先調達推進法に基づく調達方針(以下、「調達方針」という。)を定めて、受注機会の拡大を図っている。しかし、特定随意契約数は当初からの4件に止まり、調達方針に基づく受注実績も5件となっているため(指標:)、新たな契約の確保等に向けて、庁内への一層の周知や発注の際における簡素な事務手続のマニュアル化が課題となっている。 障害者就労施設等の収入増を支援するため、自立支援協議会を通じて継続的に企業イベントへの出店を行っている。また、昨年度には本庁舎を活用した販売等を実施しており、継続的な支援が課題となっている。						
主な 事務事業	・障害者就労支援事業	関連する 目標指標	-	進捗	順調	概ね 遅れ ている
行政が取り組んでいくこと 社会参加の促進						
障害のある人の自立生活や社会参加を促進するため、外出時に必要な支援を行う移動支援事業や意思の伝達を確保する意思疎通支援事業など各種事業を実施している。なお、平成27年4月に「尼崎市障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第4期)」を策定しており、これらの施策の方向性等を示している。 [意思疎通支援] 意思疎通支援事業として、手話通訳者や要約筆記者等の派遣事業を行なっているが、派遣対象となる外出については、公的機関や医療機関等に限定していることから、社会参加活動等に係る外出も派遣対象となるよう拡充が求められている。また、派遣事業については、近年の利用実績も増加傾向にあり、利用ニーズも高まっていることから、担い手となる手話通訳者や要約筆記者等を確保していくため、養成事業の拡充も必要となっている。養成講座の修了者数は、平成24年度以降、ほぼ横ばいとなっているため(指標:)、さらなる受講者の開拓や受講継続の支援が課題となっている。 平成28年4月より障害者差別解消法が施行されるため、障害のある人への適切な配慮等に取り組むことが課題となっている。 [移動支援等] 移動支援事業と日中一時支援事業における平成26年度の利用実績をみると、それぞれ17,276人分、341人分となっている。どちらの事業も社会参加等に寄与するものであるが、本市の地域生活支援事業の給付費全体をみると、移動支援事業が非常に高く、日中一時支援事業が非常に低い状況となっている。制度本来のサービスのあり方を含めた適正化を進めていくため、平成27年度より当該事業に係る支給決定基準(ガイドライン)の策定や制度の見直しに取組んでいくことが課題となっている。						
主な 事務事業	・意思疎通支援事業 ・障害者(児)移動支援事業	関連する 目標指標	-	進捗	順調	概ね 遅れ ている

3 市民意識調査(市民評価)

総合計画に掲げる20施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、取組の「満足度」についての現状をお伺いするアンケートを実施しました。

項目内容	重要度				
	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
日常生活の支援、権利擁護 働く場の確保、社会参加の促進	39.3%	32.3%	26.5%	1.0%	1.0%
26年度	第8位 / 20施策 5点満点中 4.08点(平均3.99点)				
25年度	第12位 / 20施策 5点満点中 4.41点(平均4.39点)				
満足度					
	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
26年度	1.7%	9.5%	69.3%	15.5%	4.0%
26年度	第14位 / 20施策 5点満点中 2.89点(平均2.95点)				
25年度	第12位 / 20施策 5点満点中 2.88点(平均2.91点)				

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



5 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針	
理解促進研修・啓発事業については、引き続き、「市民福祉のつどい」を開催するに当たり、効果的な周知方法など、イベントの活性化について検討していく。	
特定随意契約数の増加や調達方針に定めた調達目標の達成に向けて、引き続き、障害者就労施設等の取扱い物品等について、庁内への一層の周知や発注にかかる簡素な事務手続のマニュアル化に取り組んでいく。	
障害者差別解消法において、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」を禁止することなどが定められているため、職員の適切な対応や相談体制のほか、障害特性に応じたコミュニケーション手段(手話や筆談、読み上げ等)による対応等を示す対応要領の策定に取り組むとともに、必要な体制整備や全庁的な取組方法等について検討していく。	
新規・拡充の提案につながる項目	
自発的活動支援事業については、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援が行えるよう、地域における活動状況等について把握していくとともに、必要な支援内容について検討していく。	
就労支援事業については、相談体制の確保が必要となっているため、相談員の増員等を行うとともに、より高度な知識と専門性を高め、相談機能の強化等について検討していく。	
障害者就労施設等の収入増を支援するため、引き続き、庁内販売等の機会確保に努めるとともに、販路開拓に対する支援が行えるよう、事業化について検討していく。	
意思疎通支援事業について、派遣事業は利用ニーズも高く、派遣対象となる外出理由の拡大を求める声が多いことから、事業の拡充に向けて検討していく。また、担い手となる手話通訳者や要約筆記者の確保・養成するため、養成講座の一層の周知に取り組むとともに、各講座のカリキュラムやスタッフを精査するなど受講者が継続して受講できるよう検討していく。	
改革・改善の提案につながる項目	
日中一時支援事業について、事業所指定基準の緩和等によりサービスの利用促進を図っていくとともに、移動支援事業・日中一時支援事業の支給決定基準(ガイドライン)を作成して、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。また、地域生活支援事業全体について、必要な人に必要なサービスが提供できるよう、持続可能な制度構築に向けた取組や検討を進めていく。	

評価と取組方針	
・障害者に対する就労支援事業については、当事者自身の自立促進や就労することにより得られる生きがいづくりのため、今後も推進していく必要がある。	
・また平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げられており、本市としても障害者の就労者数の増につなげるよう、取組を行っていく。	
・訪問サービスなどの自立支援給付については、ガイドライン(支給決定基準)の運用を開始しているところであるが、今後障害者(児)移動支援事業を含めた地域生活支援事業についても、限られた資源の中で、支給決定基準の策定や制度の見直しに取り組む、適正なサービス提供ができるよう持続可能な仕組みを構築する。	
上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価については「転換調整」とし、より効果的な取組への転換に向け調整を行う。	
総合評価	
重点化	転換調整
現行継続	